

町長選挙で山村吉由候補が無投票当選後、初の議会が開催された。

八尾議員は、7月21日、町長の基本姿勢・危険な作業場の問題・
道徳の教科化・住宅開発のともなう公園のありかた・不必要な性別
表記を廃止することなど5点の質問を行った。

(議長) 以上で、濱野さんの一般質問は終了しました。

次に、八尾君の発言を許します。13番、八尾君!

(八尾議員) 13番、八尾春雄でございます。5本の質問を準備をいたしました。質問に入ります前に、小林旭の流行歌に、「昔の名前で出ています」というのがあります。お店が変わるときに、必ず源氏名を変える業界だそうでございます。そういう意味でいいますと、日本共産党は昔からこの名前で出ていますと。95年間一つの名前で通しておるわけでございます。名前を変える必要がない。国民に対する期待を裏切らない。また、ともに幸せを生み出す党ということで、この名前に確信をもって、これからも活動をしていく決意でございますのでよろしくお願い申し上げます。

第2期山村町政の基本姿勢についてでございます。

2回連続で無投票当選となった。第1期での政治姿勢は自分は自公政権を応援をしている。国から言われたことで抵抗したことは一度もないと議会で表明した経緯がございます。

①第2期をスタートさせるに当たり、憲法を遵守し、多様性を尊重し、住民本位の広陵町をつくることを決意してはどうか。この方針に相入れない特定政権支持表明は、この際撤回せられたい。

②憲法に対する態度として、4月12日、認定こども園起工式に関して問う。町から工事を請け負った村本建設主催で、地鎮祭という神事を営んだものであり、役場職員を特定の宗教行事に参加させたことは、憲法第20条に違反をしている。

③福祉部長は、こうした業務命令は憲法違反であることを町長に進言し、部下に対する宗教的行事への出席強要をなぜ阻止しなかったのか。町長の暴走をストップさせるのも部下の仕事のうちではないか。

大きな2番目でございます。

ケーソンコーポレーション作業場広瀬田中について。

敷地周辺に擁壁を設けることなく、大型コンクリート(ケーソンに酷似)を3個積み上げ、擁壁の代用としているように見える。実際には6個とか7個のところもあります。北側境界には笠屋井堰から水を取り入れた用水路となっており、さらに旧9号分水からの用水もこの用水路を伝って水田のかんがい用水として活用されている。

①弁財天実行組合関係者から土圧で用水路が一部損壊しているとの訴えがあった。事実

確認をしているのか。原因をつくっている同社に対して、町はどのように対応しているのか。つい張りの際に地震が発生すると押しつぶされそうで怖いとの声も出ている。少なくとも安全な作業となるように、同社を指導すべきではないのか。

②同社以前、農業者からの告発があり、農業用水に廃水を流していたことが発覚し、県が指導したことが議会で答弁されている今後、何らかの事態が露見してから後追いで指導するのでなく、周辺の民家、事業所、農業者各位とも協調して事業を営むように原則的に指導してはどうか。

大きな3番目でございます。

道徳の教科書閲覧に関連して懸念していること。

来年4月からの教科化に向けて広陵町立図書館においても教科書の閲覧ができるようになっており、私も閲覧をいたしました。懸念材料も多く、教員にも悩ましいのが道徳の教科化ではないだろうか。

①かつてリトアニアに派遣された外交官杉原千畝氏を紹介し、6,000名ものユダヤ人の命を守った立派な人物であることが紹介されている。当時の日本外務省は、日独伊三国軍事同盟に基づき、国策として同ユダヤ人に対してビザの発給をしてはならないと杉原氏に命令したのに、杉原氏はこの命令に背いたため、長期にわたり外務省から迫害を受けたことが知られている。教育長の認識はどうか。

②これに対して、ドイツ第三帝国の高級官僚であったアドルフ・アイヒマンは、国家公務員としての指揮命令を遵守し、強制収容所の建設やユダヤ人の移送にかかわった人物として有名である。被告席から抗弁は「自分は命令に従ったまでだ」というものであった。道徳の教科ではこれらはどのように取り扱われるのか。

③これらの事実を学校教育では、どのように教えようとしているのか。それは可能か。

大きな4番目でございます。

古寺の農地を住宅地に転用することについて。

7月2日、古寺のミニ公園内に北側の土地（現状は水田であり、これを住宅地に転用したいものと考えておられる）への進入道路建設に関して、町が住民懇談会を開催したとのことである。

①農業委員会で審議する際に、大字役員会実行組合等の農業生産者、PTA等の関係者での協議と合意が前提になるのではないか。それとも土地所有者が農業委員会に申請する場合に、違法の事実がなければ合意の必要もなく、承認するということか。農業を守り発展させるために農業委員会の姿勢が問われる。

②この公園は、クリーンセンターが古寺で稼働するに当たり、予算措置が講じられたもので、環境行政とも関連があるとのことである。同様の事態は、他の土地についても当てはまる場合がある。地域の振興策と私権をどのように調整するのか。

大きな5つ目でございます。

町への申請書類で必要のない男女表記を取りやめることについて。

平成29年3月議会にこの問題について質問してから4カ月が経過した。取り組みの進捗状況はどうか。

①いつまでに結論をまとめるのか。福祉部ではどのような議論を行っているのか。

②同性パートナーであっても、町営住宅に住むことは可能か。自治体でパートナー制度を制定している場合があるが、研究・検討したか。

以上5点よろしくお願いを申し上げます。

(議長) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

(町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1番目、私の基本姿勢についてのお尋ねでございます。

町政を担わせていただく立場にある町長として、憲法を遵守することは当然であり、全ての町民の方々の幸福を追求する姿勢でいることは当然のことであると考えます。町民の方々は、さまざまな政党を支持しておられますが、私はその方々の御意見を無視するつもりはございません。政策、理念、思想はそれぞれ異なっても、その議論する過程が大切であると考えています。

政策を進めるには、世論を正確に受けとめていく必要があります、今後もその姿勢に変わりはありません。個人としての政治信条は誰でも批判することはできないものと考えています。

次に、2番目と3番目の御質問につきましては、一括してお答えさせていただきます。

御質問の地鎮祭でございますが、建設工事請負業者の村本建設株式会社が主催して行ったもので、職員にも案内がありました。職員につきましては、工事関係者との施工について連携が当然必要ですので、出席をしたものでございます。

2番目のコーシンコーポレーション作業場についての御質問でございます。

まず、コーシンコーポレーションの行為に対して指導すべきではないかというお問い合わせでございますが、コーシンコーポレーションが外周に大型のコンクリートブロックを積み上げている土地は、資材置き場として利用されているだけで、建築物及び特定工作物の建設等の目的がございません。このため、都市計画法の規制を受ける開発行為には該当しておりません。

また、当地区は、宅地造成等規制法に基づき、切り土や盛り土等に規制がかかる宅地造成工事規制区域にも指定されていません。このため、大型のコンクリートブロックを積み上げる行為に適用される基準等がなく指導もできない状況であります。

大型ブロックによる土圧で用水路の一部が損壊している。また、つい張り作業をする際に、もし地震が発生すれば押しつぶされそうで怖いとの声を弁財天実行組合関係者から聞かれたとのことでございますが、まずは弁財天実行組合とコーシンコーポレーションが協議し、大型のコンクリートブロックを積み上げた影響により、営農活動に支障が生じている事実関係を確認し合い、対策の実施に向けた調整を行う必要があると考えられます。町

といたしましては、弁財天実行組合とコーシンコーポレーションの協議が円滑に進むよう協力してまいりたいと考えております。

次に、農業用水路への廃水の件でございますが、以前、弁財天にある作業所の廃水について御質問の法人の作業場が原因と考えられる流出事案があり、県景観・環境総合センターと立入調査を行っております。事案内容は、土壌からしみ出た少量の鉱物油が水路に流れた事案及び粉塵防止のため作業所内を散水した結果、その粉塵がまざり白濁した水が水路に流れ出た事案でありました。

鉱物油はオイル吸着マットにより除去を行い、白濁した廃水については、水路清掃を行うように指導いたしました。

この水路は以前からも苦情があるため、定期的に確認も行っているところであります。

なお、議員がおっしゃるように、何らかの事態が起こってから、後追いで指導するのではなく、事前に対処をするようにとのことでございますが、御質問の法人の事業所が町内の別の地域にもありまして、同じような事案で周辺大字役員さんと法人関係者とを交えての協議を行っており、これからも定期的に協議を行う予定でございます。

今後も水質汚濁については、即時に対応させていただきます。

3番目は教育長がお答えをいたします。

4番目の古寺の農地を住宅地に転用することについての御質問でございます。

まず、農業委員会による農地転用の審査についてお答えいたします。

農地転用の申請は、町の開発事前協議で町関係各課の協議が完了した段階で受け付けが行われます。これは転用された後の土地利用が迅速かつ円満に実施されることが担保される場合に、農地転用を認めることとしているためです。開発の事前協議では、地元大字の同意や通学路の安全確保など、事前調整が必要な事項が総括的に整理されるため、この協議の完了が必要条件とされています。

農業委員会は、農地利用の最適化を図り、農業を発展させることを主たる使命としておりますので、農地転用の審査を行うに当たっても、周辺農地の営農に支障がないことを重要な審査事項としています。

このため、事務局レベルで適切に指導を行うとともに、隣接農地の所有者や地元水利組合の同意書、地元農業委員の確認印等の書類添付を求めています。

農業委員会の農地転用の許可における審査は、農地保全の観点に立ち、適正に行われているものと考えております。

次に、地域の振興策と私権の調整についてですが、今回は、古寺区のミニ公園に隣接する農地を宅地化するに際し、町道までの接道を図る方法として、公園内の一部を通路として使わせてもらえないかと相談がありました。このミニ公園は、クリーンセンター建設の際に、古寺区から児童の通学安全対策として、また地域の憩いの場として整備要望された施設であり、古寺区民にとりましては、貴重な施設となっております。

このような施設整備の経緯を踏まえたと、通路の占用申請の審査を町が管理法令等に

基づき、事務的に進めることはできませんので、古寺区の皆様の御意見を伺い、総合的に判断することといたしました。

町の公共施設の管理に当たっては、整備の際の地元自治会の要望や施設整備の経緯を踏まえ、きめ細かな対応管理が求められることを十分認識し、画一的な事務的対応ではなく、それぞれ地域の実情に応じた適切な対応方法で進めてまいります。

5番目の申請書類で必要でない男女表記を取りやめることについての御質問でございます。

さきの3月定例会において、本町の申請書類において、確認できるもののうち、性別記載欄のあるものは全部で125種類あるとの答弁をいたしました。その後、各関係課に対して、性別記載の見直しについて通知をいたしましたところ、1項目の追加があり、現在は全部で126種類の申請書類について性別記載欄があるという状況です。内訳は、性別記載を廃止できると考えられるものが32種類、法令等に定めがあるため廃止できないものが70種類、今年度中の廃止が難しく検討を要するものが24種類となっております。このうち、廃止できると考えられるもの32種類については、速やかに廃止の手続きを進めるよう指示いたしております。

また、今年度中の廃止が難しく検討を要する24種類については、各関係課のヒアリングを実施し、廃止の可否を検討する予定でございます。

次に、御質問の町営住宅への同性パートナーの入居の件でございますが、広陵町営住宅管理条例第6条（入居者の資格）第1項において「現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）」となっております。同性パートナーは現行の法律では認められない婚姻関係となっており、広陵町の条例にもあります「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として取り扱いはできないものであり、入居は認められないものと考えます。

パートナーシップ制度は、平成27年4月に東京都渋谷区で同性カップルを結婚に相当する関係と認め、パートナーとして証明する条例が施行され、以後、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市に続き、札幌市が政令指定都市では初めて、平成29年度からパートナーシップ宣誓制度を導入されております。全国的には導入自治体がまだ少数ではありますが、本町としては性的マイノリティと言われる方々も含め、互いの人権を尊重し合えるまちづくりを実現するために、今後の研究としてまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（議長） 松井教育長！

（教育長） 八尾議員の質問事項3番、**道徳の教科書閲覧に関連して懸念していることについて**お答えさせていただきます。

道徳の教科化については、さきの3月議会でも答弁いたしましたが、小学校は平成30年4月から、中学校は平成31年4月から教科書を使用しての指導になります。現在、小学校における道徳の教科書採択事務が進められており、一般の方への教科書閲覧も町立図

書館で実施しています。

まず1番目の御質問であります第二次世界大戦時、リトアニアに派遣されていた日本領事館の領事代理、杉原千畝氏が当時ドイツから厳しい迫害を受けていたユダヤ人に対し、2,939通のビザを発給し、6,000人もユダヤ人の生命を救った史実に基づき「6,000人の命のビザ」についてであります。この物語を扱った教科書会社は8社中3社であり、6年生で扱っています。

小学校学習指導要領で教える内容項目については、A 主として自分自身に関すること（6項目）、B 主として人とのかかわりに関すること（5項目）、C 主として集団や社会とのかかわりに関すること（7項目）、D 主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること（4項目）の22項目があり、杉原千畝氏の物語は、C 主として集団や社会とのかかわりに関することの公正、公平、社会正義である誰に対しても差別することや偏見を持つことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること、またはD 主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することのよりよく生きる喜びである、よりよく生きようとする人間の強さ、気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることで取り扱われていることとなっています。

議員の御質問では、杉原氏が日本政府の命令に背いてビザを発給したため、長期にわたって外務省から迫害を受けたことが知られているところではありますが、杉原氏は、1947年にヨーロッパから帰国した後、外務省から退職通告書を送付されたのを期に依願退職されました。その後は、家族の不幸も重なり、職を転々とされる不遇の後半生を送られたことは周知の事実です。ただ、2000年には、当時の外務大臣が故人となった杉原氏や家族に対し、これまでの外務省の対応に無礼があったこと、名誉にかかわる意思の疎通が欠けていたことのお詫びとナチスによるユダヤ人迫害という極限的な局面において人道的かつ勇気ある判断をされたことを誇りに思うという弁があり、杉原氏の名誉が回復されました。その後は、日本のシンドラーとして世界に誇る日本の偉人の一人として一般に知られることになりました。

道徳の教科書では、杉原千畝氏がユダヤ人の願いを聞いてからの心の葛藤（命令に背くことと、人として、人間としてユダヤ人を救うこと）を想定し、自分であれば、千畝氏の立場だったらどのように行動するのかを考えさせたり、ビザを書き続けた千畝氏を支えていたものが何であったのかを考えさせたりしています。

また、正義の人とはどんな気持ちを持った人なのかを考えさせたり、議論させたりすることで、内容項目の道徳的価値について考えさせようとするところでもあります。

続いて二つ目の質問について、ナチスドイツの親衛隊中佐でホロコーストに関与し、数百万人のユダヤ人の人々を強制収容所に移送する指揮を担ったアドルフ・アイヒマンについては、一般的にはほとんど知られていない状況です。ましてや1961年に人道に対する罪や戦争犯罪の責任などを問われた裁判（アイヒマン裁判）での彼の抗弁、「自分は命令に従っただけ」だという主張も全く知られていないもので、アイヒマンについては、小学

校や中学校はもとより、高校の歴史にも指導する対象にはなっておらず、ましてや道德の教科でこのような裁判における被告の抗弁を取り扱うことはないと考えます。

学校教育における教科の指導は、国が定める学習指導要領にのっとって行われるものであり、議員が質問されているこれらの事実を学校教育で教えることには非常に難しいものがあると認識しています。

教科化に伴う道德教育は、「考え、議論する道德」に転換を図るとともに、「特別の教科道德の目標である「よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」を踏襲し、教科書に基づく授業を実践する中で、自立した一人の人間として人生を他者とともに、新しい時代をよりよく生きる力を育ててまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、項目順に再質問願います。

13番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。

山村町長から町長として憲法を遵守することは当然であり、全ての町民の方々の幸福を追求する姿勢でいることは当然のことであると考えますと、立派な答弁をいただきました。私はそんな気ないよという返事が来るんじゃないかと心配していたんですが、言葉では言われましたから、これから4年間しっかり日本国憲法を我が広陵町にきちんと生かしていく、そんな行政を希望するものでございます。

個人の政治信条は誰でも批判することができないと、私が考えていることに文句言うなと、こういうことになっていますから、それをこの間は、議会で言われたわけだから問題にしたわけであります。とりあえずよかったというふうに申し上げておきます。

その上で、今回は福祉部長を名指しをいたしまして、直属の部下が町長が誤った判断をしようとした場合にどうするのかということ質問をいたしているわけでございます。

憲法20条でございます。ここには何と書いてあるのか、信教の自由は、何人に対してもこれを保証する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならないという有名な規定がございます。むかしであれば、地鎮祭を自治体が主催でやっておりましたけれども、政治がそういう宗教にかかわるということはまずいということで、やり方を変えまして工事を請け負っている村本建設に、そういう地鎮祭をお願いしたんだらうかと、こんなふうに思いました。会社がどういうふうに理解しているかは別でございます。

その上で申し上げますけれども、中身を申しますと、答弁書は非常にあっさりとして書いてありまして今後の連携が必要だから出たんやというふうにだけ言っております。増田部長、これ憲法違反だという認識はありますか、ありませんか。あるいは何かおかしいなど全く思いませんでしたか。

(議長) 増田福祉部長！

(福祉部長) 私の考えを述べさせていただきます。

まず、憲法違反ではないと結論づけております。というのは、地鎮祭、今起工式と呼んでおりますけれども、これは宗教的活動ではないと、違法性はないということで最高裁の判断が既におりているものでございますので、私もこの最高裁の判断が正しいというふうに考えております。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 私も山田議員も出ておりましたけれども、入り口のところに神事と書いてありました。頭を低くしてお祈りをするというのは宗教そのものでございます。役場の職員が公務を果たさなければいけない時間帯に多数動員されまして、その神官の指揮に従うということになれば、それはもう宗教的行事に参加をし、部長がそのことを容認をして、出てちょうだいねという業務命令をしたとちやいますか、そういう自覚はないということですか。

(議長) 増田福祉部長！

(増田福祉部長) 今回の起工式での内容をおっしゃったかと思いますが、一般的に習俗的なものとして社会通念上認めている日本古来から風習かなというふうにとっておりまして、そのこと自身に私どもが参加することを否定すべきものではないというふうに考えております。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 個人でやられる場合は、習俗であるというのもあると思うんですよ。私、今の家に30年に住んでいますけれども、亡くなった父親が地鎮祭やろうぜと行って酒を持ってきてくれまして、お父ちゃんやろうやと言って、ちゃんとお祈りをして工事の無事を願ったものであります。私は神道の信者ではありません。緩やかな仏教徒であります。けれども、習俗としてそういうことはあるだろうということがあるので、受け入れてやったものであります。今回の場合は、役場の職員が公務時間にやったということが問題なんですよ。公務になるんですか、お祈りをするということが、神様に。例えば戦没者追悼式の時にも慰霊祭と言いませんね、追悼式と言ってますね、これ中身違うんですよ、どういう認識ですか。

(議長) 増田福祉部長！

(増田部長) ただいま参加の是非について意見を述べられたかと思いますが、今回、町職員が建築の安全を祈念する行為として、公務員の立場で職務で出かけたというところ

から考え合わせましても、この行為そのものが公務員として逸脱した行為であるというふうには考えておりませんので、よろしく願いいたします。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 憲法違反という認識がないから、これからもやるだろうというふうに、そんな答弁に聞こえました。まことに残念でございます。この問題はこれからも十分に議論をしてみたいと思いますが、もしやるんだったら、葛城労働基準監督署に言って、済みません、広陵町でございます。工事の安全のために、しかるべき安全教育をしたいので、関係者を集めますから、ちょっと講釈してもらえませんかやろかと思ったらよろしいんやんか。そういうことをやらないで神事でやるから問題なんだよ。そのことだけ指摘をしておきます。

コーシンコーポレーションの件でございます。

これは、答弁が出てきて、法律上の規制がないということで、言いわけをしておられます。当事者と会社と相談するんだったら、円滑に協議が進むように協力をしますと、こういうふうになっていますから、ぜひ協力をしていただきたいと思いますが、これ現場へ行かれましたか。どういうふうに印象を受けましたか。どうぞ。

(議長) 中川理事！

(中川理事) 現場へ行かせてもらいまして、水路も確認させていただきました。そばへも寄って歩かせていただきました。弁財天の水利組合の関係者の方が心配されているというのは、現地であるブロックの形状ですので、いわゆるコンクリート擁壁ではないので不安を感じられるというのもある程度理解できるなというふうには感じました。

以上でございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 資料でお配りしたらよかったですけれども、写真を持ってきました。これ写真で6段重ねになっていまして、地震でぐらぐらとやったら、ころんと来たら一発の終わりですよ。だから、これ事故が起きてから、人が死にましたと。いや、実は規制する法律がありませんでしたので、よう規制しませんでしたなんていうことになると、これちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。だから、実態としてあなたのところの会社は法令に違反するとまでは言えないとしても、周辺の方々に非常に不安を与えている状況になっているわけだから、やっぱりこれは改めてもらわないと困りますということを町としてもちゃんと言わなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。そういう認識はありますか。

(議長) 中川理事！

(中川理事) 町長の答弁にもございましたように、指導する基準というものはございませんので、隣接の地権者の方々とは、協議をして円満に業を行っていただきたいということはお願いできると思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) ぜひ、農家の方の気持ちもよく酌んでいただきたいわけです。2年前に私、この廃水のことについてお話を承ったときには、つゆはりで一生懸命汗を流しながら、掃除をしていたところへ油が混じったり、どっと来るもので腹が立つと。最初は、その実行組合から会社に対して苦情を言われたらどうですかというふうに言っておったんですけども、なかなかそこまでようできないというふうなこともありまして議会で私申しましたところ、当時の部長が一肌脱いでいただきまして現地にとにかく行こうということで、廃水の問題については、対応していただいたと、大変喜んでいただいたわけです。だからこれ、人の命にかかわることだし、無法とは言えないということになっておりますけれども、起きてからでは遅いですよということをもう少しきちんと指摘をされて、速やかに改めていただきたいと。今、6段あるのを2段ぐらいにするとか、それだけでもかなり違ってくるんじゃないかというふうに思います。答弁書を見ますと、この会社はほかにも事業所があって話をしておると。そういう話の中身が私らのところまで届きませんから、気のついたことしか言えませんけれども、そういう点では、安全管理に対しては、遺漏のないようにしていただくことをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

教育長、なかなか悩みながら書かれたらしくて、難しい答弁をしていただきまして、恐縮でございます。実は、アイヒマンという人物は逃亡しまして、アルゼンチンへ15年間逃亡して、それで見つかって、イスラエルの国会で裁かれて、死刑判決と、こういうことになったわけです。その裁判それ自体がどうかという問題を私はここで触れているわけではありません。それから学校の教科で教えたほうが良いというふうに言っているわけではありません。それは教科書会社が一番適切な題材をとられるだろうと。

それで、ハイデッガーという哲学者の弟子に、ハンナ・アーレントという女性の方がおられまして、映画になったから見られた方もあるかもしれません。このアイヒマンという人物がどんな人物なのかということアメリカの雑誌でニューヨーカーというのがあるそうで、その派遣記者ということでレポートを出されたときに、アイヒマンというのはユダヤ人憎しと、殺害されて当たり前と、絶滅収容所に送って当たり前なんだというような主張をするような人物ではないということをレポートして、大問題になったそうでございます。彼は裁判の中で、こんな発言をしております。「自発的に行ったことは何もない。善悪を問わず、自分の意思は介在しない。命令に従っただけだ」と、こういうことを言って、私には罪はないということで抗弁をしたわけです。このアーレントという人がレポートを

する際に、なぜ彼がそんなことになったのかと、人間の大切な質を放棄しましたと、思考する能力です。その結果、モラルまで判断不能となった。「思考ができなくなると、平凡な人間が残虐行為に走るのです。思考の嵐がもたらすものは、善悪を区別する能力であり、美観を見分ける力です。私が望むのは考えることで人間が強くなることです。危機的な状況にあっても、考え抜くことで破滅に至らぬように」というメッセージを残されたそうでございます。

私もだんだんこの次第が明らかになって驚いている点もあります。今回、いきなりヒトラーやアイヒマンに地鎮祭のことをこじつけようとは思いませんけれども、町長が命令されたら余り考えもなく、そらそうやのと、社会的習俗やのと、昔から小さいころからなじんでいる神社の行事やからなということで余り考えもせんと憲法違反を侵すということになってはいないのかということもぎかいこの機会に吟味されたらいいんじゃないかと思うんですよ。聞きますけれども、これは教育長に対して答弁を求めているから、教育長にしか聞けませんけれども、命令があったら、上司の命令に従わなければいかんというのは当たり前前の話です。しかし、その命令というものが果たして適切に発せられたものかどうかということの吟味は、いつも職員としてはされているんじゃないかと思う。だけど、それは不適切な命令であれば、おかしいんじゃないかと。例えば道徳の授業を受けた孫が帰ってきました、「じいじ、きょうな、杉原千畝の勉強してん」「そうか、杉原千畝ってどういう人や」「たくさんの人の命を救ったらえらい人らしいで」「ふうん」「ところでな、その人な、外務省のお仕事なくなったらしいで」「せやな、命令に背いたからな」「じいじ、広陵町役場にお仕事に行ってるな、町長さんの命令に従わなくて、お仕事なくなるのだけはやめてや」「何でそんなこと考えるねん」「僕、お年玉もらえなくなるから、そなんん要らんで」というぐらいのことは考えるんですよ、子供だって、命令に背くかどうかというね。だから、こういうテーマで、教科書の隅々まで点検しているわけじゃないですけども、道徳ということで、こういうのを定義するのは僕は無理があるんじゃないかと思うんです。これは歴史学の世界ですね。社会発展の中身と個々の人物がどのような役割を果たしたのかということを理解する上では、値打ちがあると思いますけれども、道徳ということになじまんのではないかと思う。いや、立派な人なんですよ、杉原千畝という人は、立派な人であるということは、私、誤りないと思うんですけども。というようなことを思うんですけども、ほかにも題材、たまたま杉原千畝にしましたけれども、道徳の教材について、そういうのを一体果たして道徳で教科になるということが果たしてできるんですか、これ。難しいんじゃないかと、私は思いますけれども、どうですか。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) お答えさせていただきます。

今、八尾議員がおっしゃるとおり、今現在、この道徳、教科化になるということで小学校のほうでは、その道徳に関する専門の先生がいないということで、特に高学年のほうに

なりましたら、こういう今紹介させてもらった杉原千畝というような、こういう形の例題がたくさん出てくると。その中で、命令に従うのか、また自分で判断するのかという、その判断をするという、そういう道徳をどういう形で子供たちに指導というか、教えていくのか、これはかなり教科書以外でも先生の力量という部分が出てくるということで、かなりその辺がちょっと問題になっているというか、先生のレベルを一定にするというところは、やはり一番この課題になっているというところで、今後においては、県も道徳に関しては、かなり先生を集めての研修会を進めていくという形で、広陵町には、畿央大学のほうに道徳の専門の先生がおられるというところで、PTAや教職員に関しては、一回指導をさせていただいているという部分はございますけれども、なかなかそういう具体的なこういった部分の指導ということまではいっていないというようなところでございますので、この辺に関しましては、今後どういう形で先生に理解をしていただく、また教える、指導をどういう方向でいくということによって県を通じて、しっかり研修を進めてまいりたいと思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 国の法律で道徳を教科にすると決めてしまったんやから、それに従って皆さん仕事をせなあきませんけれども、だけでも、今申し上げたように、命令にただひたすら従ったということで戦争犯罪を問われた人もいれば、立派な人や、人の命を6,000人も救ったえらい人がおったんやということで教えて、そういう命令に背くこともあるんだということを教えることもまた道徳の中身になるようにも思いますけれども、やっぱりこれは歴史学の世界でございます。そのことを指摘して、次の問題に移りたいと思います。

古寺の農地ですが、場所がわからないという方がおられると思いますが、広陵町役場を出まして北上いたしますと、信号機がございます。そこを右に折れましたら、左側にあずまやがありますね。その東西に細長いミニ公園ですね、ここに進入道路をつくりたいと、こういう申請のようでございます。この場合、私が一番心配するのは、例えば古寺の村の方が在住の方がなるほどと、ここには、もう少し40件ぐらいの住宅を誘致して、環境も道路もこういうふうに整えたらどうかというような合意があって、そういう話が出てくるのであれば、それはそれとして通るだろうと思います。ところが残念ながら、今回の農業委員の改正のときには、村とよく相談をするということをやらないで、農業委員を改選しちゃったもんだから、農地を守ってほしいと、農業をもっと振興させてほしいと、こういう立場からここにそういう住宅開発をするのはどうかというふうに思われている方もどうやらおいでになるようでございます。私に相談にかかったのは、そういう方がどうかはわかりませんが、しかし、町も事の次第を重視しまして、あえて町長名で古寺区民の皆様へと、古寺ポケットパーク内の進入路設置における説明意見交換会についてということで7月2日に集まってくださいということを申されまして、話し合いの機会を得たと、こういうことになっているわけでございます。説明会とか、意見交換会で具体的に住民の

方からどんな意見が出たんですか。

(議長) 中川理事！

(中川理事) 7月2日に説明会を開かせていただきまして、町のほうからは、この公園の建設の経緯を説明させていただきました。それでまず御説明させていただきたいのは、公園として整備はさせていただいているんですけども、国の補助金を活用してつくっていくということで、町の負担をできるだけ少なくするというのを考えて整備しておりますので、道路整備を同時に行っていましたので、道路の補助金を使って、道路の施設の一部として公園を整備させていただきました。ですので、管理法令としては、道路法に基づく管理を行っております。なぜ道路で整備したのかというと、公園の補助金をもらって整備しようとしたら、小さ過ぎるということで補助の対象にならない。そもそも都市計画決定をしないと補助金がおきませんので、そういう形で都市計画決定もままならないような状況ですので、道路の事業で道路区域として整備させていただいたという経緯がございまして、隣接の地権者の方から通路として占用させていただきたいという御相談があったときに、公園として整備しておれば、そういう法令上はなかなか難しい状況なんですけれども、道路ということで、協議の対象になるということで、どういう判断をするかというのは利用状況を踏まえて、道路管理者が判断をするということになるんですけども、先ほどお話にありましたように、クリーンセンターの地元要望ということでつくりました公園ですので、そういうことも踏まえて、地元にお話をお聞きしたいという趣旨でやりましたということをまず説明させていただきました。いただいた意見としては、やはり現状、あずまやが設けられて、時計も設けられていますけれども、子供たちが集団登校をする際に、そこへ集まるとうことで設けられたものです。今は通学路がちょっと変わっているんですけども、また通学路を見直しというのが何度も行われますので、また通学路になる可能性もございまして。そういったことも踏まえまして、今の現状の機能の中では、通路として細長い公園が分断されるのはいかがなものかという意見もいただいていますし、基本的に賛成という意見は余りでなかったという状況でございまして。

以上でございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 私自身がこの議員の立場で、その計画は進めようとか、とめようとかいう立場では全然ございまして、あくまで現地のお住まいの古寺の住民の皆様の全体的な合意をどう築くのかということにやっぱりこの際、ぜひ周知をしていただいて、一番いい方法を選ばれたらいいというふうに思っております。また対外的にも同じようにこれからクリーンセンターの問題についてもこれからのいろんなことで広がっていく可能性もあるわけですから、そのような経緯のある施設をそう簡単にいじれないですよということだっ

をしていただいて、やっぱり交渉に臨むということだって必要なことですから、ぜひ今、部長が答弁されたような方向で、大いに努力をしていただいたら結構かと思います。

5番目にいきたいと思います。

町営住宅の条例を持ち出されまして、できませんと、同性パートナーはと、こうなります。私も条例を見ましたら、そうなっております。これ、養子縁組したらあきませんか。

(議長) 暫時休憩します。

(A.M. 11 : 15 休憩)

(A.M. 11 : 18 再開)

(議長) 休憩を解き、再開します。奥田企画部長！

(奥田企画部長) ただいま確認をさせていただいたわけでございますけれども、公営住宅法のほうでは、入居資格といたしまして、現に同居し、または同居しようとする親族があることということで決められておりますので、養子縁組自体がそういったパートナー同士の養子縁組自体が認められるのかどうかというところの話もあろうかと思いますが、法律上は、そういった親族関係にある場合は、公営住宅への入居というのは可能であるというふうに判断できると考えておりますが、詳しいところは今後また研究のほうは必要であらうかと考えております。

以上でございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 今の部長の答弁であれば、その前提として養子縁組が認められるかどうかというのが第一関門ですと。それが認められるのであれば、認められるのではないかと、そういう可能性が出てきますねという答弁で理解をしておきたいと思います。私の準備してきた結論とほぼ一致しております。実際には、こういう方々は養子縁組をしておられる方もあるようです。それで、これは収入の多い、少ないにかかわらず、年齢の上の人が年齢の下の人を養子縁組するという、こういう決まりになっているようでございます。

それで今、政令都市で初めてですが、札幌市でパートナーシップ宣誓制度というのができまして、これは法律を変えるとか、条例を変えるとかいうことではなくて、要綱を変えると。何を期待するのかいろいろ書いてあるんですけども、最終的には、携帯電話で家族割の対象にできるということを期待しているという表現が出てきます。まだ最初の段階だから、そういうことなんだろうと思います。増田部長にも以前聞いたことがありますけれども、そういう相談はありますかと言ったら、ほとんどありませんと。広陵町でこの件に関してはほとんど相談はないと。よほど広陵町は信用されていないし、あてにされていないんだというようなことを考えないといけませんよと言っておきましたけれども、比率は13名に1人だそうです、LGBTというのはね。議長、そこにおられますけれども、

下13人おられますけど、誰か一人、その対象、いや、指さしてもらったらあかん、比率の上で言っているだけのことやから。だから割に多いんですね。この間の政策監の学習で人口がふえるか、減るかということで、明治に入ってから急激にふえて、また急激に下がるということがもうデータとして出ているというふうに言われましたけれども、なぜそうなるのかを政策監は言われませんでしたけれども、あれは、明治維新で富国強兵だと、子供を産み、育てよという方針が出ましたから、同性で結婚してもらったら困るわけですよ。異性同士の結婚でないと困るから、厳しく徹底的に追及したんですな。だから、それまでの時代は、もうちょっとおおらかだったというふうに言っている人もいますけれども、私はまだそこまで勉強できてませんからわかりませんが、一番大事なことは、平穩に暮らしたいという方がおいでになるわけだから、平穩に暮らせるように、自治体がそれを段取りするということが求められているのではないかと。それをしかし、実行しようと思えば、住民の中に合意が必要だし、それでそれをちゃんと守る、執行できるという体制も必要だろうと。だから、今回どういう趣旨で性別の表記をこれらについては、表記しないことにいたしましたということについては、なぜそうしたのかということもきちんとしてもらわないといけませんけれども、ちゃんとしていただけますね。どうですか。増田部長、お願いします。

(議長) 増田福祉部長！

(増田福祉部長) 今回のマイノリティの皆様への配慮について、議員が質問され始めましたのは、臨時福祉給付金の代理申請がきっかけというところで、私のほうに名前を挙げていただいておりますけれども、私どもの部の分で男女表記が要らないという判断をした場合は、表記をなくす方向というところは確認しておりますので、ただ、その辺、それをなぜそうしたかというところをかけるスペース等のこともありますし、申請書というのは大量な印刷になりますので、ちょっとそこは今即答させていただけないので申しわけございません。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) まことに残念な答弁でございます。

これがもしこのような理由で、性的マイノリティの方がこういう性別の表記というのを苦痛に思っておられるということがほぼ明らかになりましたので、広陵町では必要のない性別表記については、何年何月何日をもって行わないことといたしましたと、引き続きお困りの方があれば窓口までぜひ御相談においでくださいということをちゃんと部長のお名前でお出されたらいいんじゃないかと思えますよ。心配ありまへんど、広陵町にぜひ住んでくださいよということになるんじゃないかと思えますけどね、もう一回お尋ねします。ちゃんとやってもらえませんか。

(議長) まちづくり政策監！

(中村まちづくり政策監) 私のほうからお答えさせていただきます。

今、その辺の男女表記は、やはり大きな国の流れとしても基本的に必要ない表記については記載しないという流れがあります。そういった意味では、広陵町でも今実際に内部で検討しまして、表記が必要ないものについては、もうやめようという流れになっております。現在もやめられるものについてはやめようという方向で内部で検討していますので、ちょっと手続面でおくれているところではありますが、基本的には必要なければ当然やめるという結論になると思います。また、こちらのほうとしてもいろいろな御意見、まちのいろんな町民の方の御意見等の方向性もある程度つかむ必要のある部分もあるかと思っておりますので、その辺はケース・バイ・ケースで指摘をいただきながら対応ということも考えようと思っております。流れとしては、基本的に必要ないものについては、記載しないということは明確になるかと思っております。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) この問題をやっぱり学ぶ機会が要すると思うんですね。全部を学校教育に期待しますと、先生方はあっふあっふで大変でございます。社会教育の分野でこういう問題についても、例えば研修の機会を設けるとかいうことを考えていただいたらいいのではないかと思いますけれども、そういうことは検討していただけないでしょうか。

(議長) 池端教育委員会事務局長！

(池端教育委員会事務局長) 研修の機会と検討ということでございます。そのようなスタイルで考えていきたいと思っております。LGBTとかたくさん今、私どもがなかなか考えも及ばなかったようなものもたくさん存在しておられるというようなところでございますので、そういう認識をもって、研修等をさせていただければと考えております。

以上でございます。

(議長) 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。＜18374文字＞